

# 現代日本の中学校における特別支援教育の現状と課題

——特別支援教育とは何か——

加澤 恒雄\*・小川 陽弘\*\*

(平成22年9月9日受付)

## Status Quo And Its Issues of Special Need Education or Exceptional Student Education in Japanese Secondary School

——What is the Special Need Education?——

Tsuneo KAZAWA and Haruhiro OGAWA

(Received Sept. 9, 2010)

### Abstract

In this paper we explained about the special need education and argued about some problems concerning the education. In the first place we traced from the origin of the special needs education to the present one. We divided into three periods on the development of the special needs education as follows : 1) Meiji Period, 2) Post WW II Period, and 3) Present Time. Next, we reported about the case study of the special education in the secondary school. This case study depends on daily teaching activities. And then we discussed the issues concerning special needs education in the status quo.

Finally we would offer some proposals in order to improve the special need education.

**Key Words:** special needs education, the handicapped, the challenged, emotional disorder, education of physically and mentally handicapped children

### 問題の所在

日本の障害をもつ幼児児童生徒に対する教育は、いま、大きな転換期を迎えている。

2007年には、文部科学省から「特別支援教育の推進について」が通知され、法律上も「特殊教育」という言葉は削除され、新たに「特別支援教育」という言葉が使われるようになった。

それに加え、広島県では1998年から始まった文部科学省による「是正指導」により、他県にもまして特別支援教育に関わる大きな変化が起こった。その大きな変化を含めて、広島県の特別支援教育の動向について論及してみたい。

### I. 特殊教育から特別支援教育への歴史的変遷

特別支援教育の法的根拠は、1947年3月に教育基本法と同時に交付された学校教育法から始まる。この学校教育法第6章第71条の中で「盲学校・ろう学校又は養護学校は、それぞれ盲者（強度の弱視者を含む）、ろう者（強度の難聴者を含む）、又は精神薄弱者・肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園・小学校・中学校、又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために必要な知識・技能を授けることを目的とする」と設定した。しかし、その法律には施行期日は期されていなかった。

\* 広島工業大学工学部機械システム工学科(教職科目担当)

\*\* 広島県廿日市市立四季が丘中学校

その後、1979年4月1日に養護学校の設置が義務化された。それまでは、重度・重複障害者は、就学猶予や就学免除の扱いで、自宅や障害者入所施設に待機させられていた。養護学校設置義務化以降は、就学猶予や免除とされていた障害者は激減した。(図1参照)

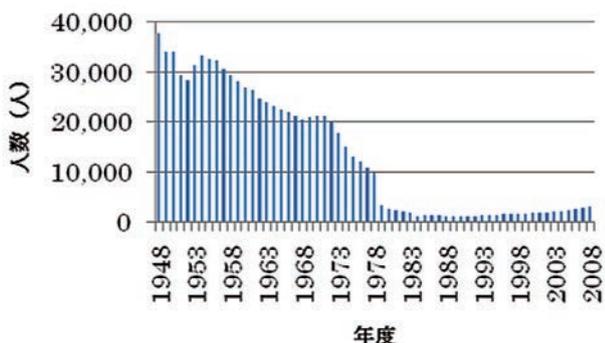


図1 就学猶予・免除者数  
文部科学省特別支援教育資料(平成20年度)より

さらにまた、1990年代後半から、「特殊学級」の学級数は増加し続けると同時に、障害の種類や程度も多様化していった。その結果、「特殊学級」のみでは障害者に対する教育を支えきれなくなり、2005年12月にまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の答申の中で、これまでの特殊学級にかわって、「特別支援教室」という新しい制度を提唱した。(図2参照) この「特別支援教室」は、従前の「特殊学級」と学校教育施行規則第73条に規定する通級制とを一元化しようとするものだった。しかし、「特殊学級」の障害に応じた教育の機能を維持すべきとの意見から、在籍一元化は先送りされた。さらに、2006年6月に学校教育法を一部改正し、それまでの「特殊教育」を「特別支援教育」と名称変更し、新たにLD、ADHD、高機能自閉症等の「発達障害」を特別支援教育

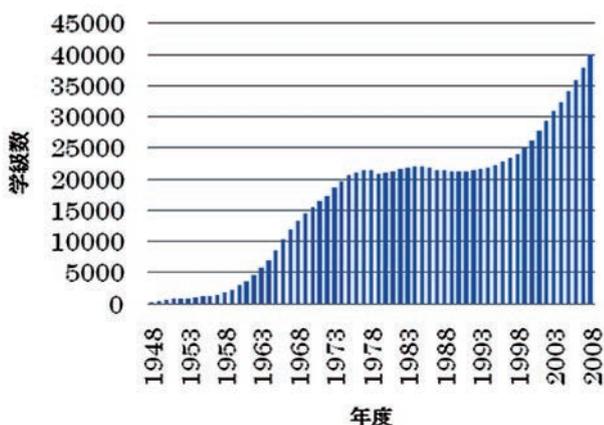
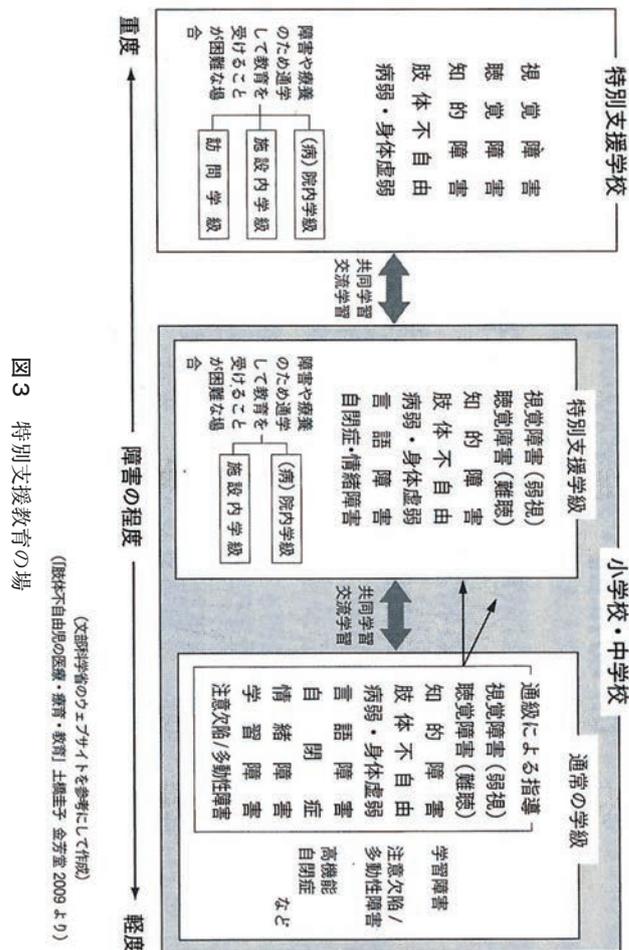


図2 特別支援学級数の推移 - 国・公・私立計 -  
文部科学省特別支援教育資料(平成20年度)より

の対象とした。文部科学省は、「発達障害」をもつ児童生徒の人数を、通常学級全児童生徒の約6.3%としている。

現在、特別支援教育の場は、図3で示したとおり多様である。



## II. 特別支援教育の定義と理念

### II - 1. 定義

文部科学省から2007年4月1日に通知された「特別支援教育の推進について」の中で、特別支援教育とは「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」とされた。

ここで、日本における特別支援教育の発展について、以下に略年表で示しておこう。

資料 特別支援教育略年表

西暦(年号)	内容
1878(明治11)年	京都盲啞院設立(日本の盲・聾教育の始まり)
1906(明治39)年	東京・滝乃川学園設立(日本の知的障害教育の始まり)
1910(明治43)年	千葉・勝山に東京市養育院安房分院開設(日本初の病弱・身体虚弱教育施設)
1921(大正10)年	東京柏学園設立(日本の肢体不自由教育の始まり)
1947(昭和22)年	教育基本法・学校教育法公布
1948(昭和23)年	4月 盲学校および聾学校義務制開始
1953(昭和28)年	6月 文部次官通達「教育上特別な取り扱いを要する児童・生徒の判断基準」
1957(昭和32)年	盲・聾学校学習指導要領制定
1963(昭和38)年	養護学校小学部・中学部学習指導要領精神薄弱教育編および養護学校小学部学習指導要領肢体不自由教育編および病弱教育編制定
1964(昭和39)年	養護学校中学部学習指導要領肢体不自由教育および病弱教育編制定
1978(昭和53)年	「教育上特別な取扱を要する児童・生徒の教育措置について(通達)」
1979(昭和54)年	4月 養護学校義務制実施
1993(平成5)年	1月 「通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒について(通達)」
2000(平成12)年	4月 養護学校等高等部訪問教育本格実施
2001(平成13)年	1月 「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」
2002(平成14)年	4月 学校教育法施行令一部改正 「障害のある児童生徒の就学について(通知)」
2003(平成15)年	3月 「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」
2005(平成17)年	12月 中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」
2006(平成18)年	6月 「学校教育法等の一部改正する法律案」成立(特別支援学校制度)
2006(平成18)年	12月 教育基本法改正
2007(平成19)年	4月 特別支援教育制度施行
2008(平成20)年	3月 幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領公示
2009(平成21)年	3月 特別支援学校学習指導要領公示

(出所：藤田・清野編著『特別支援教育読本』266頁)

## II - 2. 理念

また、特別支援教育は「これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものとする。」さらに、特別支援教育は「障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、さまざまな人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる

ものであり、我が国の現在および将来の社会にとって重要な意味を持っている。」とされた。

また、その通知の元となった中央教育審議会の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」の中には、「我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のため、障害者基本法や障害者基本計画に基づき、ノーマライゼーションの理念に基づく障害

者の社会への参加・参画に向けた総合的な施策が政府全体で推進されており、その中で、学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められている。その意味で、特別支援教育の理念や基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。」とある。

### Ⅲ. 日本における対象の拡大と経過—盲・ろう・養護学校から特別支援学校へ

Iで述べたように、1947年に学校教育法が公布されて、1979年の養護学校義務化に至るまでの間、重度・重複障害者は、「就学猶予・免除」という教育対象外に置かれていた。それから約30年の間、さまざまな運動や取り組みを経て、2007年に日本の特殊教育は特別支援教育として生まれ変わった。そして、その教育の対象も重度・重複障害者はもとより、新たに「発達障害」と呼ばれる幼児児童生徒にも適用されるようになった。

そのことにより教育現場であまり耳にすることがなかった「精神遅滞・境界領域知能 (Mental Retardation : MR, Borderline Mentality)」「広汎性発達障害 (Pervasive Developmental Disorder : PDD)」「注意欠陥多動性障害 (Attention Deficit/Hyperactivity Disorder : ADHD)」「学習障害 (Learning Disability : LD)」等という新たな障害の問題が指摘され、それらについて見識を深め、教育的配慮がなされなければならなくなった。

その発達障害の児童生徒のほとんどが、2007年以前の障害児学級ではなく通常学級に在籍していた児童生徒である。それらの児童生徒の中には、周りの人から「なんか変わった人」と、偏見と奇異の眼で見られていた児童生徒も少なくない。

ここで、「障害」という言葉への抵抗感について言及しておきたい。発達障害をもつ幼児・児童・生徒の保護者の中には、「障害」という言葉に抵抗感をもち、それを受容することができない保護者がいる。それはなぜなのだろうか。それは、世間一般の人たちが、さまざまな障害者に対する偏見を持ってきたからに他ならない。たとえば、「障害者はかわいそうな人」「障害者は勉強ができない」「障害者はたいへん」あるいは、「障害者は犯罪を起しやすいく」等々といった偏見である。

### Ⅳ. これまでの実践活動を振り返って—事例報告

#### <その1>

筆者の一人(小川)が大学卒業後1991年に赴任した学校は、福山養護学校(現福山特別支援学校)だった。その福山養護学校は肢体不自由養護学校とされ、スクールバスを利用して福山市近郊から登校する児童生徒や、寄宿舎か

ら登校する児童生徒および隣接する福山若草園から登校する児童生徒がおり、さまざまな環境で生活する児童生徒が学ぶ場であった。そこでは「障害者問題は、差別の問題であり、私たち健全者の問題である」とであるという認識の元に、「障害者差別からの解放」という理念に立脚して教育内容を模索していた。

#### <その2>

次に、1993年に赴任した原養護学校(現広島西特別支援学校)は、国立療養所原病院に併設された養護学校だった。そこには、1947年に制定された学校教育法23条「就学猶予・免除」という法により、教育対象外とされた障害者(以後、学齢超過者と呼ぶ)がたくさんいた。筆者がその学校に赴任したとき、彼らは、その法と、1979年の養護学校義務化によって小学6年から教育を受け、ちょうど高等部を卒業して3年目を迎えていた。彼らに対して、広島県教育委員会は、広島県独自の事業として学齢超過者に対しての教育保障を行っていた。

そのような中、1997年に広島県教育委員会事務局障害児教室は、現場の教職員たちと論議を重ねた後、「広島県における障害児教育の推進に係る基本的な考え方(試案)」を作成し、障害児学校をはじめとして小中学校にもそれを配布して周知に努めた。

ところが、1998年から始まった文部科学省による広島県の教育に対する「是正指導」によって、広島の障害児教育は、大きな転換期を迎えることとなった。1997年に作成された「広島県における障害児教育の推進に係る基本的な考え方(試案)」は破棄され、新たに2002年12月に「広島県障害児教育ビジョン」が策定された。策定にあたっては、教育委員会が選出したメンバーで構成された「広島県障害児教育基本構想策定委員会」で論議された。しかしながら、一度も学校教育現場の教職員たちと論議されることはなかった。

#### <その3>

そして、筆者は、2002年に養護学校から一般の中学校に転勤することとなった。筆者が赴任した中学校には、「知的障害児学級」「情緒障害児学級」「病弱児学級」の3つの学級があった。しかし、筆者は通常学級の担任となったため、ほとんどそれらの学級にかかわることはなかった。そして、3年後の2006年度から「知的障害児学級」の担任となった。在籍していた生徒は、「自閉症」の男子生徒と「ダウン症」の男子生徒2名だった。

最初の一年は、「自閉症」や「ダウン症」がどのような障害であるかということすらよくわからず、彼らの実態把握に追われた。とくに自閉症の生徒が発する言葉は片言の単語のみで、思い通りにならないときや、自分の思いが伝わらずしつこく話しかけられると、彼はパニックになり、

周りにある物や人を強くたたいたりもした。また、教室が自分の居場所にならずトイレに引きこもって出てこないことも頻繁にあった。そこで、集団の中で彼が生活することを大切にしたい。そうした中、彼らが2年生の時に教員がしばらく不在だった教室で、彼らに対する悪ふざけがエスカレートし、「いじめ事件」が起きてしまった。そのことに対して、ダウン症の生徒の父親からの問題提起がなされ、「いじめ事件」に関わったすべての生徒と保護者、交流学級の担任、特別支援学級担任（筆者）、校長、教頭、学年主任が一堂に集まり、話し合いを持った。その話し合いの中で、ある保護者から「なぜ、障害者が中学校に来るのか、障害者は養護学校に行くべきなのではないか。」「障害者がいるクラスは、体育祭のクラス対抗リレーで絶対に勝てないではないか。」という衝撃的な発言があった。この発言は、筆者にとって忘れられない言葉となった。「いじめ事件」に関しては、いじめた側の生徒らが深く反省し、二度とこのようなことはしないということで落ち着いた。しかし、このときに一人の保護者が語った先の言葉の中に潜む「能力主義」、「障害者に対する偏見と差別」は、ぬぐい去れない現実として思い知らされることとなった。この事件以降は彼らに対するいじめはなくなり、無事に卒業を迎えた。

#### <その4>

次に担任した生徒も「自閉症」であった。今度の生徒は多動で、入学当初は自分が落ち着ける場所を探して学校中を歩き回った。あるときには2回の廊下の柵を乗り越えて、多目的教室の屋根の上を走り回ったりもした。そうして見つけ出した落ち着ける場所は、体育館の2階の室内テラスだった。シーンと静まった体育館の中で、自分が発する声や手をたたく音の反響音が気に入ったようだった。ひとたびそこに行くと、授業開始のチャイムが鳴っても知らん顔で、自分が納得するまで決して出てこなかった。また、授業中に廊下の窓をバンバンとたたいて歩いたり、交流学級の友だちをたたいたりつねったりもした。それを注意して「人を…」と切り出すと、本人の口からは、その言葉に続けて「たたいたり、つねったり、蹴ったりしてはいけません。」とはっきり返ってくる。きっとこれまでに何度も繰り返し言われ続け、言葉としてだけ覚えたのだなと推測された。

そんな彼との関わりも、2年目を迎えたとき大きな転機が訪れた。それは、ある交流学級での授業中、どうしても気持ちが落ち着かず、大声を出したり、机をたたいたりを繰り返した。そして、それを注意すると殴りかかってきたのである。それまでも何度もたたかれていたのに、いつものことかと思っていたのだが、その日は違った。何が彼をそうさせたのかはわからないが、大きな声を上げて何度も殴りかかってきたのである。落ち着かせようと廊下に連れ

出したのだが、それがまた気に入らなかったのか、顔面めがけてまた殴りかかってきた。さすがに筆者も感情的になり、思わず殴り返してしまった。するとまた殴り返してきた。そして筆者は、「たたかれたら誰だって痛いんじゃないか。」と叫びながらたたき返す。思わず涙がでてしまった。そして、彼を見ると彼も眼に涙をいっぱいためていた。彼の涙を見たのは後にも先にもそのときだけだ。そのことがあってから、彼の筆者に対する態度が一変した。筆者の指示を受け入れてくれるようになったのである。

もう一つ、彼を変貌させた大きなものが、サッカー部への入部だった。入学当初から何かの部活動に参加させようと思い、初めは情報科学部に参加させてみた。パソコンの前に落ち着いて座っているわけもなく、1日で断念した。次に、筆者が顧問をしているサッカー部に参加させてみた。ボールが飛んでくるとすっとよけてしまう彼にはサッカーというのは全くなじまなかったが、彼を迎えに来てくれるホームヘルパーさんがサッカー経験者だったこともあり、とりあえず活動に参加させてみた。ところが、彼にとってはすごく居心地がよかったようで、サッカーをするのではなく、友だちがサッカーをしている姿をベンチですっと見ているのだ。教室で走り回ってじっとしてられない彼が、1時間から2時間の間、ベンチに座ってみんながサッカーの練習をしているのをじっと見ているのだ。どうもそれが彼にとっては楽しいようだった。練習試合や大会など学校外の活動にできるだけ参加させるようにした。他校の生徒は、彼を見ると不思議そうな顔をする。「サッカーができない障害者が何でここにいるの?」と言わんばかりに。中には彼のまねをして笑っている生徒もいた。これが「障害者に対する差別と偏見」なんだ、と改めて思い知らされた。彼自身は、そんなことに動じることもなく、サッカー場を走り回ったり、事務所の窓をたたいたりして回っていた。

そんな日々が続いた結果、彼ははだいに落ち着いていった。3年生になった頃から、廊下を走り回ったり窓をバンバンたたいたりすることもなくなった。そればかりか集会などで大声を出すこともほとんどなくなり、授業中も教室を抜け出すことはなくなった。何が彼をそこまで変貌させたのかはよくわからない。ただ、サッカー部の活動の中で彼の存在が認められたことは、大きな要因の1つだと思われる。

## V. 今後の改善の方向についての提言

### V-1. 特別支援教室について

「I. 特殊教育から特別支援教育への歴史的変遷」で述べたように、文部科学省は、「特別支援学級」から「特別支援教室」への移行を考えている。通常の学級に在籍しながら、特別な教育ニーズに応じて必要な内容・必要な時間

だけ、小学校・中学校の中にある「特別支援教室」で学習するという方向は、世界的な流れである「インクルーシブ教育」(inclusive education)と合致し、歓迎されるべきものとする。しかしながら、その一方で財政的な理由によって、すべての学校ではなく、特定の学校だけに「特別支援教室」が設置され、児童生徒が生活する地域外の「特別支援教室」に通学させられるのではないかという懸念をもつ。

## V - 2. 特別支援学級の就学について

「I. 特殊教育から特別支援教育への歴史的変遷」でも論じた「就学猶予・免除」の他にも、保護者が地域の小中学校に就学させたいと思っても、制度上そうすることが困難であるという問題がある。

広島県教育委員会は、特別支援学級の学級編制基準を「1名での新規編制について、1km以内に同種の障害種別の特別支援学級がない場合」に認めていたが、2010年度から、その距離を小学校2km、中学校3kmに見直した。このことによって、本人・保護者が地元の中学校に進級したいと希望しても、地元の中学校の特別支援学級に進級できないという問題が起きている。つまり、小学校で育んできた友だち関係が、制度によって断ち切られてしまうのである。

中学生というとりわけ多感な時期に、同じ時間と同じ空間を共有し、共に学び育まれた関係は一生の宝となる。このことは健常者に限らず、障害者にとっても同じことが言える。また、障害をもつ幼児児童生徒の保護者にとっても、地元で生きていくためには地元の人力を借りなければならない。地元の小学校で育んできた保護者同士の関係が、この制度により他の児童と一緒に中学校に進級できなくなり、6年間大切に育んできた関係がいとも簡単に断ち切られてしまうのは、あまりに残酷ではなからうか。

健常者であれば当たり前のように地元の小中学校に就学・進級できるのに対して、障害がある児童生徒は、その当たり前のことができないのはあまりに理不尽である、と言わねばならない。

実際に、筆者が勤務する中学校でも、地域の小学校に在籍する障害をもつ児童および保護者が、地域の中学校に進学を希望しているにも関わらず、2010年8月末現在、市教育委員会からは地域の中学校に進学できるという明確な回答がなく、本人・保護者はとても不安な日々を過ごしている。

なお、この問題に対して広島県教育委員会教育長は、2009(平成21)年9月29日の県議会の辻恒雄議員の質問に対して、「今回の見直しは、1学級当たりの人数を8名までとする現行の基準の範囲内で、集団活動を通して望ましい生活態度や学習習慣を身に付けさせるという趣旨で実施するものでございます。」と回答している。

## V - 3. 教職員の新規採用について

毎年、教員採用試験が実施され、新規採用の教職員が現場に赴任してくる。難しい教員採用試験を突破して教育現場に配属されるだけあって、本当にどの新規採用者も優秀な人ばかりである。その採用方法について論じるつもりはないが、現場で臨時採用として長年働いている教職員の中にもとても優秀な教職員がいる。現在の教職現場は、以前にも増して多忙をきわめている。そのような中で、学級担任として、あるいはまた、副担任としてとても熱心に仕事をしている教職員がいる。そのような多忙な教育活動のため、採用試験の勉強をする時間が確保できず、正式採用されない教職員がいる。筆者の教育現場にも、周りの教職員も管理職もその仕事ぶりは誰もが認めているにも関わらず、幾度も採用試験に合格できない教職員がいる。このような教職員に対して何らかの措置を講じることを、筆者は強く提案したい。

## VI. 特別ニーズ教育の国際的動向と今後の展望

### VI - 1. インクルーシブ教育の必要性とその提唱

「特別ニーズ教育」(special needs education)の概念は、本来「特別教育」(special education)から発展してきた概念である。すなわち、それは、特別な教育的ニーズに対して行われる教育的対応ないし支援を意味するものであり、国際的に使用されるようになったのは、1999年からであり、まだ20年足らずしか経っていない。

世界保健機関(WHO)によれば、世界の子どもの約10%は障害があり、知的ないし精神的ならびに感覚的な機能障害をもっているとされている。障害のある子どもたちの教育を受ける権利の保障を進展させるためにも、ここで、「特別ニーズ教育」に関する国際的な合意の方向と現状と課題等について述べてみよう。

まず、障害のある人の権利保障については、1975年の「障害者の権利宣言」と1981年の「国際障害者年」によって世界行動計画において具体化された。その後、それは、「国連・障害者の10年」(1983-1992)の中で着実に展開されていったが、その際、国連の掲げた「万人のための社会」というスローガンと共に、障害者の機会均等化が強調されたのであった。その結果、1993年には「障害者の機会均等化に関する基準規則」が制定されるに至った。これこそ正に1990年代の国際的合意の到達点を示すものとして、特筆される基準規則なのである。

次に、1994年にユネスコとスペイン教育科学者が共催して開催した「特別なニーズ教育に関する世界大会」で、特別な教育的ニーズのある子どもを包含する「インクルーシブ教育」(inclusive education)を行うための「インクルー

ジョン学校」(inclusion school)が提唱された。「すべての人の教育」として、また、多様な子どもの教育を受ける権利を保障するものとして、「特別ニーズ教育」も「インクルーシブ教育」も、教育から排除されている子どもの教育を受ける権利を保障するという流れの中で提唱されたものである。2005年にユネスコが発表したインクルージョンのためのガイドラインの中で、「インクルージョン」は、「教育の内外における排除をなくし、学習、文化とコミュニティにおける参加を増大させることを通して、すべての学習者のニーズを明らかにし、その耐用性に対応するプロセスである」と規定されている。

## VI-2. 海外における「特別ニーズ教育支援」対象の拡大の状況

OECDの調査研究によれば、障害のある子どもを含めてさまざまな理由によって最適成長と発達から遅滞が見られる子どもが、学校ならびに社会で困難や不利を持つ子どもへと拡大されている。特別ニーズに関する国家間のカテゴリーとして、次のように区分されている。すなわち、1)カテゴリーA(Disabilities):器質的病理上の原因に因る器質的障害・機能不全として医学用語によって捉えられる能力障害や機能障害のある子ども、2)カテゴリーB(Difficulties):学習における情緒または行動障害あるいは特異的な困難のある子ども、3)カテゴリーC(Disadvantages):社会経済的、文化的あるいは言語的要因から第一次的に生ずる不利益を持つ子ども。

OECDの調査研究の結果から、1)カテゴリーAおよびBの合計で児童生徒の割合が10%を超えるのは、アメリカ、イギリス、オランダならびにフィンランドの4カ国である。なお、全体として、教育や障害児教育の発展してきた国、たとえばアメリカ、オランダなどは、支援を受ける子どもの割合が多い。しかしながら、経済的、財政的に教育の投資が少ない国、たとえばメキシコやトルコなどでは、支援を受ける子どもの割合が少ない傾向が見られる。

2)教育措置別についてまとめると、アメリカ、イギリス、スペインならびにフィンランドなどは、通常学校への措置が多いが、特別学校への措置が多い国は、ドイツ、オランダならびにベルギーなどである。3)一般的な傾向として、付加的な支援をもった通常学級への措置が徐々に増加しているようである。なおOECD調査では、「特別ニーズ教育」は、利用可能な付加的なリソース、つまり人的・物的・財政的なリソースという観点から捉えられており、特別学校・学級だけでなく、通常の学校におけるリソースも含めてその制度の在り方へと拡大されているようである。

そして、国際的な重要な課題として、障害のある子ども

の教育への権利保障がとくに困難になっているOECD加盟国以外の開発途上国への国際理解と協力などが挙げられている。なぜなら世界各国の教育の発展段階に応じて、障害のある子どもや青年の発達と社会参加を可能にする方向で、特別なニーズに対応した教育となるような本格的、実質的な教育改革が、「障害者権利条約」によって求められているのであるのだから。

## 結語

子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応して、さまざまな教育的支援を提供する「特別支援教育」が、2007(平成19)年4月より本格的にスタートした。この一連の取り組みは、制度的にも実践的にも大きな転換となるので、これまで有益な実践報告も多くなされているが、一方では、従来からの課題も多々残されており、現場からのさまざまな問題を指摘する声も少なくないのが現状である。ともあれ、わが国では2007年を「特別支援教育元年」と呼んでおり、諸々の施策が展開されつつある。それらの施策と遂行の基盤として、さらなる人権意識の強化が要求される。強化された人権意識に立脚した特別支援教育の着実な実践ないし取り組みの展開が期待されている。

1980(昭和55)年に、WHOでICIDH(国際障害者分類)が採択された後も、アメリカ、カナダ、スウェーデン等の福祉先進国は、少なからぬ問題を含んでいたこの分類の改定に向けた独自の計画を策定し公表した。しかしながら、わが国では、政府レベルでの全体的な改定への試みは見られなかった。すなわち、この「分類」は、必ずしも十分に活用されなかったと言わねばならない。ただし、2001(平成13)年5月、WHOの第54回世界保健会議で、新「国際障害分類」であるICF(国際生活機能分類)として改定された後は、福祉領域では「介護認定」、特別支援教育では「個別的教育支援計画」の策定に活用されつつあり、これからさらなる進展が期待されよう。

個々の障害の要因に偏りがちな「ラベリングによる特別支援教育」から、個人と環境の相互作用により子どもの可能性を追求する「特別なニーズに基づく多様な教育」への転換を確実に達成していくためにも、今後、そのベースとなる「障害観」と「人間観」がとくに重要となるのである。本稿では、現場におけるこれまでの教育実践と問題意識を踏まえ、かつ、今後の特別支援教育を展望し、その未来を開拓していくために考察を試みた。

## 文献

- 「ADHD - 思春期以降もケアを -」『産経新聞』, 2010年8月4日付け朝刊  
 「障害児 一般校進みやすく - 文科省, 保護者の希望尊重

- ー」『日本経済新聞』, 2010年7月22日付け朝刊  
山口比呂美「高校における特別支援教育の取組と大学等への期待」『大学と学生－特集 発達障害－』新聞ダイジェスト社, 2010年6月号に所収。
- 佐々木正美, 梅永雄二監修『大学生の発達障害』講談社, 2010年
- 富永光昭, 平賀健太郎編著『特別支援教育の現状・課題・未来』ミネルヴァ書房, 2009年
- 今野正良, 広瀬由美子, 他編著『特別支援教育の基礎』東京書籍, 2009年
- 藤田和宏, 清野信成編著『教育・福祉・医療機関のための特別支援教育読本』明石書店, 2009年
- W.L. ヒューワード著, 中野・小野・榊原監訳『特別支援教育』明石書店, 2009年
- 安藤隆男, 中村満紀男編著『特別支援教育を創造するための教育学』明石書店, 2009年
- 東田直樹著『自閉症の僕が飛び跳ねる理由 会話のできない中学生がつづる内なる心』株式会社エスコアール出版部, 2008年
- 文部科学省初等中等教育局長『特別支援教育の推進について(通知)』, 2007年
- OECD, *Students with Disabilities, Learning Difficulties and Disadvantages: Policies, , Statistics and Indicators*, 2007.
- 日本特別ニーズ教育学会編『テキスト 特別ニーズ教育』ミネルヴァ書房, 2007年
- 広島県教育委員会『盲・ろう・養護学校 授業改善ハンドブック』, 2006年
- U. S. Department of Education, *Annual report to Congress on the implementation of the Individuals with Disabilities Education Act*, Washington D.C. , Government Printing Office, 2004.
- UNESCO, *Guidelines for Inclusion*, 2005.
- 真城知巳『特別な教育的ニーズ論』文理閣, 2003年
- 広島県障害児教育基本構想策定委員会『答申』, 2002年
- 広島県教育委員会『広島県障害児教育ビジョン』, 2002年
- Teacher Training Agency, *National Standards for Special Educational Needs Coordinators*, 1998.
- 広島県教育委員会事務局(障害児教育室)『広島県における障害児教育の推進に係る基本的な考え方(試案)』, 1997年
- 広島県高等学校同和教育推進協議会障害児学校部『運動史』, 1997年
- Gulliford, R. , *Special Educational Needs*, Falmer Press, 1971.
- 文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/>
- 広島県教育委員会ホームページ「ホットラインひろしま」  
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/index.html>
- ウィキペディア フリー百科事典 <http://ja.wikipedia.org/wiki/>